

卸売市場法第13条5項第に基づき、以下の事項について公表いたします。

1. 売買取引の方法

(1) 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売、入札の方法又は相対による取引(相対売又は定価売の方法による取引をいう。以下「相対取引」という。)の方法によらなければならない。

(2) 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合であつて開設者が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。

- ・市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合
- ・市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合

(3) 卸売業者は、売買取引の方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

2. せり取引の方法

(1) 卸売のためのせり売は、その販売物品について、荷印、等級及び数量(重量)その他必要な事項を呼びあげた後でなければ、開始することができない。

(2) せり落しは、せり人が最高申込価格を3回呼びあげた後その申込者をせり人落とし人として決定する。ただし、その最高価格が指値に達しないときは、この限りでない。

(3) 前項の呼びあげ回数は、時宜により変更することができる。

(4) 最高価格の申込者が2人以上あるときは、抽せん、その他適宜の方法により、せり落とし人を決定する。

(5) せり人はせり落とし人を決定したときは、直ちに、その価格及び氏名又は商号を呼びあげなければならない。

3. せり取引の方法

(1) 卸売のための入札は、その販売物品について、荷印、等級及び数量その他必要な事項を掲示し、又は、呼びあげた後入札人に対し、一定の入札用紙に氏名、入札金額、その他指定事項を記載させてこれを行わなければならない。

(2) 開札は、入札終了後直ちに行い、最高価格の入札人をもって落札人とする。

(3) 前条第4項及び第5項の規定は、入札の場合に準用する。

(4) 卸売のための入札が、次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は無効と

する。

- ・入札人を確定できないとき。
- ・入札金額その他指定事項が不明のとき。
- ・入札に際して不正行為があったとき。

4. 仕切り及び送金に関する特約

(1) 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約を結んでいる間、当該書面を保存しておかなければならない。当該書面の内容を変更した場合も同様とする。

- ・申請者の名称
- ・特約の相手方の氏名又は名称及び住所
- ・支払い方法、その他の特約の内容

5. 買受代金の支払義務

(1) 買受人は、卸売業者から買受けた物品の対価として、買受けた日から起算して3日後（卸売業者と買受代金の支払猶予の特約がある場合には、その特約の期日）までに買受代金（買受けた額に1.08（軽減対象資産以外のものにあつては、1.1）を乗じて得た額をいう。）を支払わなければならない。

(2) 前項の特約は、その他の買受人に対して不当な差別的取扱いとなるものであつてはならない。